

居宅介護支援に係るQ & A.xlsx

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 発出日 |
|-----|--------|--|--|----------|
| 1 | 居宅介護支援 | 平成30年4月1日以降に人員変更があった場合、変更届出書の提出は必要か。 | 介護支援専門員の変更（職員の雇用・異動・退職等）があった場合は、変更届出書の提出が必要です。変更日から10日以内に提出してください。なお、10日以内の提出ができなかった場合は、本来の届出書の添付書類に加えて『遅延理由書』も提出してください。 | H30.10.9 |
| 2 | 居宅介護支援 | 岐阜県の条例と安八郡広域連合の条例の規定について、違いは何か。 | 当連合の独自基準を設けています。例えば、申請者が「暴力団員等でないこと」、「禁固刑以上の刑を受けて執行が終了していること」、「労働保険料を滞納していないこと」のいずれかに該当する場合は、指定しないことが規定されています。両方の条例をご確認ください。 | H30.10.9 |
| 3 | 居宅介護支援 | 平成30年度介護報酬改定により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけられた。このことから、契約書や重要事項説明書等に本内容を追加し、同意欄に署名・押印をもらっているが、本内容に関しての同意書が別途必要か。 | 厚生労働省『平成30年度介護報酬に関するQ & A Vol.1（平成30年3月23日）』の間131によると、「この内容を利用申込者またはその家族に説明するに当たっては、（中略）必ず利用申込者から署名を得なければならない。」となっていますので、契約書や重要事項説明書等と合わせて別途文書を作成する必要があります。 また、ご質問のとおり、従来の内容の同意欄とは別に、本内容についての新たに同意欄を設ける対応が必要です。 | H30.10.9 |
| 4 | 居宅介護支援 | 【No.3の続き】 ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所について、当該事業所をケアプランに位置付けた理由は、居宅サービス計画書に記載しなければならないのか。 | 居宅サービス計画書の第1表～第5表内に、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を記載することが望ましいと考えています。どこに記載するかは各事業所の対応となります。 ※現在のところ減算の対象に係るものではありませんが、改正の主旨を考慮すると各事業所で対応することが望ましいと考えます。 | H30.10.9 |
| 5 | 居宅介護支援 | 【No.3の続き】 平成30年4月1日以前に契約を締結している利用者に対して、次のケアプランの見直しの際に説明する場合、重要事項説明書の変更部分の抜粋の同意でも構わないか。 | 貴考えのとおりです。 | H30.10.9 |

居宅介護支援に係るQ & A.xlsx

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 発出日 |
|-----|--------|---|---|----------|
| 6 | 居宅介護支援 | 【No.3の続き】 重要事項説明書の記載例を示してほしい。 | 次のとおり例示します。 （複数のサービス提供事業者等の紹介） 第〇条 利用者は、介護支援専門員に対して、複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることができる。 （サービス提供事業者等の選定理由の説明義務） 第〇条 利用者は、介護支援専門員が居宅介護サービス計画に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることができる。 | H30.10.9 |
| 7 | 居宅介護支援 | 平成30年4月1日以降に契約する利用者と締結する契約書について、公的機関の苦情申出の範囲はどこまでなのか？ | 次の2箇所は記載してください。 ①安八郡広域連合 ②岐阜県国民健康保険団体連合会 ※「岐阜県庁」及び「西濃県事務所福祉課」を記載する必要はありません。 | H30.10.9 |
| 8 | 居宅介護支援 | 契約書、重要事項説明書及び個人情報利用同意書それぞれの署名・押印について示してほしい。 | 「利用者本人」欄に利用者本人が署名・押印することが大原則です。しかし、字が書けない場合は、利用者本人になり代わって、ご家族の方が代筆することになります（利用者本人との続柄を記入する場合があります）。その際、「利用者本人」欄の押印は必要ありません。 | H30.10.9 |
| 9 | 居宅介護支援 | 居宅サービス計画書第1～7表中の署名・押印について示してほしい。 | 利用者本人が署名・押印が適切であると考えます。ただし、利用者本人が何らかの事情で印鑑を所持させてもらえないという理由で押印が困難な場合は、この限りではありません。 また、字が書けない場合は、利用者本人になり代わって、ご家族の方が代筆することになります（利用者本人との続柄を記載することを求められる場合があります）。 | H30.10.9 |